

令和5年かすみがうら市教育委員会6月定例会 会議次第

日時 令和5年6月29日(木)
午前9時～
場所 あじさい館 研修室2

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 教育長報告
- 4 議題
 - (1) 報告第 4号 かすみがうら市社会教育委員の委嘱等について
 - (2) 報告第 5号 かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について
 - (3) 報告第 6号 かすみがうら市公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (4) 議案第17号 かすみがうら市教育支援委員会委員の委嘱について
 - (5) 議案第18号 かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 5 その他
- 6 閉会

令和5年かすみがうら市教育委員会6月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和5年6月29日(木) 開会 午前 9時00分
閉会 午前10時20分
- 2 開催場所 あじさい館 研修室2
- 3 出席委員 教育長 井坂庄衛
委員 稲生耕一(教育長職務代理者)
委員 中島和彦
委員 梶本梓
- 4 欠席委員 委員 坂本雅子
- 5 委員以外の出席者
教育部長 坂本重男
学校教育課長 仲澤勤
生涯学習課長 齋藤明
スポーツ振興課長 由波大樹
教育指導室長 坂本篤也
歴史博物館長 千葉隆司
霞ヶ浦中地区公民館長 佐藤敦
千代田義務教育学校地区公民館長兼下稲吉中地区公民館長 山口由晃
図書館長 鈴木教男
学校教育課 課長補佐 中村基紀(書記)
学校教育課 総務担当 永谷恵(書記)
- 6 議題
 - (1) 報告第4号 かすみがうら市社会教育委員の委嘱等について
 - (2) 報告第5号 かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について
 - (3) 報告第6号 かすみがうら市公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (4) 議案第17号 かすみがうら市教育支援委員会委員の委嘱について
 - (5) 議案第18号 かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 7 その他

8 傍聴者 なし

9 会議の概要

開会 午前9時00分

- 事務局** 起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長、よろしく願いいたします。
- 教育長** おはようございます。
会議に入る前にご報告がございます。
6月6日から開催されておりました、市議会第2回定例会におきまして、最終日の20日付けで梶本梓さんの教育委員会委員の任命について、同意が得られ、25日付けで再任されましたので、ご報告させていただきます。任期は、令和5年6月25日から令和9年6月24日までの4年間となりますので、よろしく申し上げます。
それでは、ご挨拶をいただきたいと思います。梶本委員、お願いいたします。
- 梶本委員** おはようございます。
引き続き委員を務めさせていただきます、梶本です。
保護者の立場として、保護者の声、子どもの声をこちらに伝えられるよう努力してまいりますので、4年間よろしく願いいたします。
- 一同** よろしく願いいたします。
- 教育長** ありがとうございました。
それでは、本日は坂本委員が欠席となっておりますが、3名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。
これより、令和5年かすみがうら市教育委員会6月定例会を開催いたします。
最初に、事前に送付いたしました5月定例会の会議録について、訂正等の連絡はありませんでしたので、こちらを決定稿とさせていただきます、教育委員会のホームページへ掲載させていただきます。
続きまして、「教育長報告」について、私から、ご報告させていただきます。
- (資料に基づき6～7月の教育長動静について報告)
- 教育長** ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。
- (「質疑なし」の声あり)
- 教育長** 特にございませんか。
それでは議事に入る前に、令和5年かすみがうら市議会第2回定例会に

において、教育委員会に関する一般質問がございましたので、その内容について教育部長より、報告をお願いいたします。

教 育 部 長

それでは、別途配布いたしました資料をご覧ください。

令和5年かすみがうら市議会第2回定例会における一般質問及び答弁内容について、ご報告いたします。

まず、1の会期は6月6日から6月20日までの15日間でした。

次に、2の本会議の状況でございます。

発言通告の状況は、全体で9名の議員であり、その内、教育行政に係る発言通告が4名の議員からありました。

通告者及び質問主題につきましては、佐藤文雄議員の、「子育て支援について」から、来栖丈治議員の「不登校児童、生徒の増加問題についての対策について」までの5項目でございました。

質問及び答弁の要旨でございますが、答弁要旨については、ほぼ原文を記載しております。主な点について報告いたします。

まず、アの佐藤文雄議員からの質問では、2点の質問要旨があり、1点目は、「小中義務教育学校の給食費の無償化について、再度問う。」という質問です。

答弁としては、小中義務教育学校の給食費について、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、9月から11月の3ヶ月の給食費を徴収しないとともに、市外に通う児童生徒についても市基準の給食費を補助する形で、保護者の負担軽減となるよう無償化を実施する考えであること。一方、恒久的な無償化ということになりますと、安定的な財源確保という面で難しい状況に変わりはなく、「給食の安定提供・質の向上」を図るための上乗せ助成などは、検討を行いたいと考えている旨を答弁いたしました。

2点目は、「小中義務教育学校の教材費の保護者負担の解消について、再度問う。」という質問です。

答弁としては、前回同様、「教材整備指針」などを参考に、学校からの予算要望も勘案しながら、保護者の負担軽減につながるような整備を図っていきたいと考えていること。また、前回の答弁でも触れたとおり、「カスタネット」、「彫刻刀・ハサミ」などは、共有品とし得るという考えから、令和4年度中に、購入・整備を進めた結果、購入金ベースで児童が1,648円、生徒で1,424円の保護者負担軽減を図れたこと。今後も、共有品とし得るものについて、使用頻度や所持・保管の方法、必要な予算確保も併せて検討し、可能なものは追加整備を進めたいと考えている旨を答弁いたしました。

再質問で、テストとドリルを自己負担としている考え方等について確認があり、個人の学習状況を把握するためのものであり成果が個人に還元されるという考えに準ずるものである旨答弁し、教育長からは保護者負担軽減という観点から今後検討をしていく必要があると考えている旨答弁しております。

次に、イの設楽健夫議員から、「地区公民館と支館-分館制度について伺う。」という通告がありましたが、持ち時間切れのため、質問はありませんでした。

次に、ウの小倉博議員からの質問では、3点の質問要旨について、教育長に伺う質問がありました。

1点目は、「学力・体力から見る本市の子ども達の幸福度について伺う。」との質問です。

答弁としましては、全国学力・学習状況調査と全国体力テストの実施状

況を説明するとともに、幸福度の関係では、全国学力・学習状況調査の「質問紙調査」の中で、自己肯定感などに関連する「将来の夢や希望」などの関係する項目の状況を説明しております。

再質問で、自己肯定感を高めるとための具体的な取り組みについて質問があり、グループ活動の場を積極的に設けるなど、良好な人間関係作りのための学級活動を実施している旨を答弁しております。

2点目は、「徳育について特に力を入れていることについて伺う。」との質問に対し、具体的な取り組みとして、医療分野の専門家を講師として「性に関する講演会」を計画するなど、外部人材を積極的に活用し、「徳育」の推進を図っている旨を答弁しております。

3点目は、「学校における部活動の今後の取り組みについて伺う。」という質問です。

令和4年12月に国の「ガイドライン」が策定され令和5年度から3年間で改革推進期間となり、県でも「運営方針」を改定、本市も3月に「かすみがうら市部活動の方針」を改定し、活動時間の上限を明らかにするなど対応したこと。また、本市では「教職員働き方改革推進委員会」で、部活動の地域移行の推進を図っており、まずは、「部活動指導員」の拡充を進めることとし、昨年度から霞ヶ浦中陸上競技部で部活動指導員を任用、本年度は千代田義務教育学校の男子ハンドボール部においても任用し、下稲吉中は募集を続けていること。部活動指導員を導入することにより、より専門的な技術指導を受けることが可能となるが、現状での取組では不十分であり、今後は、部活動指導員を担うことができる人材育成の在り方を検討していくとともに、学校関係者やスポーツ団体の代表者などを交えた協議会などの組織を立ち上げ、新たに協議・検討する機会を設けていく旨を答弁しております。

エの来栖丈治議員からの質問では、4点の質問要旨があり、1点目は、「中学校スクールバスの運行基準と運行コースの設定、バスの乗車率等について」の質問です。

答弁としては、運行基準の考え方を説明するとともに、対象が原則6km以上で「無料」での運行としており、令和5年度の運行コースは4ルート、休日の部活動対応は、2ルートを1台で対応する効率的な運行に努めていること。乗車率は、全ルート合計で、乗車定員が116人のところ、利用者は97人で、平均乗車率は83.62%となっている旨を答弁しております。

2点目は、「不公平解消のための料金改定をしなかった理由等について伺う。」という質問に対し、スクールバスの料金については、運行開始後5年間は国の補助金の対象となることと、統合による保護者感情も踏まえ、当面無料での運行としたこと。平成30年度にアンケート調査とスクールバス調整委員との協議調整を経て、市議会の委員会などに、運行基準の見直しの考え方として、基本的には現行のまま有償化としないとするという方向性を説明した経過があり、千代田義務教育学校の統合協議の中でも、霞ヶ浦地区と同様、無料での運行となっており、少子化対策が進む社会情勢などを総合的に踏まえて、現状においては、有料化とするのは難しい時期であると考えている旨を答弁いたしました。

3点目は、「通学自転車等の補助事業の市民への説明をどのような行うのか伺う。」という質問に対し、通学用自転車購入費等助成金は、スクールバスを利用している生徒に比べ、自転車通学の自転車購入にかかる費用負担が大きく、主にそうした保護者の負担を軽減することを目的として開始したが、各中学校義務教育学校の自転車通学許可の基準が異なり、霞ヶ浦中と千代田義務は、全て自転車通学を許可しているが、下稲吉中では、自宅から2km程度を超えた場合など自転車通学許可を行っており、下稲吉

中付近の交通量等も踏まえた安全面から、見直すことは難しく、今般の助成金では、通学区域による不公平感を是正することが望ましいという考えから、「徒歩通学」の保護者についても、一定の額を助成するものである旨を答弁いたしました。

再質問として、「スクールバス事業を利用者負担なしで継続するのであれば、交通不便地域対策に活用の幅を必要と考えるが、市長の考えを伺う。」との質問があり、市長から、今年度開始した自転車助成は完成形でなく、今後もよい制度となるよう検討していくことと、スクールバスの地域交通への活用も継続的に検討していく旨を答弁しております。

4点目は、「不登校児童生徒の本市の状況と対策について伺う。」の質問に対し、教育長が答弁いたしました。

答弁としては、本市の不登校児童生徒の状況は、全国調査と同じく増加しており、原因としては、コロナ禍の影響で休みに対するハードルが下がってしまったこともあると思われること。不登校への対策としては、未然防止・早期対応が重要であり、悩み等を早期に把握するための手立てを充実していくため、「オンライン相談」を推進し相談できる環境を整備していくことと、適応指導教室「ひたちの広場」の充実を図るため、7月から霞ヶ浦中学校に「ひたちの広場分室」を開設するなど対応しており、不登校児童生徒に対する学習の保障や居場所の提供について、今後も推進していく旨を答弁しております。

再質問の中で、「不登校の予防措置として、睡眠教育を行うことで、児童生徒等の健康につなげていくことが有益と考えるがいかがか」という質問があり、学校でも睡眠を含めた健康教育を推進しているところであり、今後も、学年懇談などの機会を活用し、保護者への啓発活動を実施したりして、児童生徒の睡眠時間の確保を推進することにより、不登校の抑制にもつなげていきたい旨を答弁しております。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。説明は、以上です。

教 育 長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

稲 生 委 員

不登校の子ども達への対応について、学校に行けない子ども達に通える場所として、ひたちの広場とひたちの広場分室ができたことで、全市での受け入れ体制が前進したのかなと思います。さらに充実した体制となるよう、市を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

ただ中には、なかなか部屋から出ようとしない、引きこもってしまう子もいます。自ら勉強したいと思っている子などは、ちょっとした関わりで良い方向に向かっていくこともあります。不登校の理由はひとりひとり異なります。担任の先生や学校だけでは対応が難しいケースなどでは、例えばひたちの広場の経験豊かな指導員と一緒に家庭訪問に行き、個別の相談や保護者の方との面談を試みることや、発達障害を抱える子どもさんの場合には、専門的な知識を持った方にも関わっていただくなど、なかなか難しいかもしれませんが、そのようなこともできれば良いなと思います。

このように受け入れ体制は整備が進んだわけですので、あとは引きこもってしまっている子どもにどう関わっていくか、という所に視点を当てて、さらに対応を一步進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長

ありがとうございます。その他なにかございますか。

梶 本 委 員 不登校対策についてですが、タブレット端末を活用したオンライン相談とありますが、これはいつごろから開始するのでしょうか。

教育指導室長 タブレット端末によるオンライン相談については、中学校と義務教育学校の後期課程では令和4年度からすでに実施し、オンラインで子ども達がすぐに質問できる体制を整えてございます。小学校と義務教育学校の前期課程については、本年度中の整備を目指しており、現在各学校の生徒指導主事の先生を中心に、準備を進めているところでございます。

梶 本 委 員 ありがとうございます。

教 育 長 その他はいかがでしょうか。

中 島 委 員 不登校について、基本的な質問ですが、不登校の定義はどういうものなのか、教えてください。

教 育 部 長 先ほど説明しました人数につきましては、欠席が年間30日以上の方が全国調査の対象となっていて、その数字となっております。

中 島 委 員 原因にはコロナもあるということですが、年々不登校が増えてきていて、全国平均に比べても本市はすごく多いということなので、その対策としてひたちの広場分室を作って運営していくということも、ひとつの大きな手立てだと思えます。大きな問題だと思えますので、根本的な考えを検討していかないといけないのかな、と思えます。

教 育 部 長 今、中島委員と稲生委員からいただいたご意見につきまして、不登校は全国的な傾向でして、本市も令和3年度にかなり増えている状況でございます。本市に限らず全国的な問題でもありますので、国でも新たなプランなどを出して本質的な対策をしていくところでございます。本年度はひたちの広場の分室という形で開始いたしますが、他市ではフリースクールの活用など新たな取り組みもしておりますので、そういった状況を参考にし、また教育委員の皆様にご意見をいただきながら、不登校の解消につながるような対策を講じていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

教 育 長 それ以外はいかがでしょうか。

(「特になし」の声あり)

教 育 長 それでは、他には特に無いようですので、議事に入ります。
報告第4号「かすみがうら市社会教育委員の委嘱等について」を議題といたします。
事務局生涯学習課長より、説明をお願いいたします。

生涯学習課長 資料の3ページをお願いします。
報告第4号「かすみがうら市社会教育委員の委嘱等について」、かすみがうら市社会教育委員に関する条例第3条の規定に基づき、別紙のとおり委嘱の取り消しを行い、改めて委嘱を行いました。つきましては、かすみがうら市教育委員会事務専決規程第2条第2項の規定により報告し、教育

委員会の承認を求めるものです。

本件につきましては、先月の定例会におきまして、任期満了に伴い、6月1日から新たに15名の委員の委嘱について議決をいただきましたが、そのうちの学識経験者1名につきましては、前回の任期中に本人から委員を辞職したい旨の申し入れがあり解嘱となり、その後別の方に委嘱をしておりました。本来はそうした経過で、すでに委嘱しておりました新しい委員を再任者として議案上程すべきところ、古い名簿をもとに当時解嘱となった委員を再任者としておりましたことから、今回改めて、本来再任扱いではなかった1名の委嘱を取り消し、再任扱いとなるべきであった1名の委嘱をお願いするものであります。

委嘱を取り消した者、委嘱した者、委嘱期間につきましては、4ページをご覧ください。委嘱を取り消した者は一様、新たに委嘱した者は一様でございます。委嘱期間については、令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間となります。

改めましての全員の名簿は、5ページのとおりとなっておりますので、ご覧いただければと思います。

今後は、各委員の委嘱等について、確認を密にして、このような事案が発生することのないように事務を進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上となります。

教 育 長 ただいまの生涯学習課長からの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 それでは他に質疑が無いようですので、報告第4号については、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、報告第4号については、報告のとおり承認されました。
次に、報告第5号「かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。
事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。

学 校 教 育 課 長 資料の6ページとなります。
報告第5号「かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について」でございます。かすみがうら市学区審議会条例第3条の規定に基づき、別紙のとおり解嘱及び委嘱しました。つきましては、かすみがうら市教育委員会事務専決規程第2条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

7ページをお願いします。解嘱する者につきましては、各学校のPTA役員、市青少年相談員、子ども会育成連合会、学校長会などの役員改選に伴う変更でございます。委員13名中、9名が今年変わることであります。

任期につきましては、前任者の残任期間となりまして、令和5年の10月31日までとなります。

8ページが、変更後の13名全員の名簿でございます。説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今の学校教育課長からの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 それでは他に質疑が無いようですので、報告第5号については、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって報告第5号については、報告のとおり承認されました。
次に、報告第6号「かすみがうら市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。
事務局、生涯学習課霞ヶ浦中地区公民館より、説明をお願いいたします。

霞ヶ浦中地区公民館長 資料の9ページをお願いします。
報告第6号「かすみがうら市公民館運営審議会委員の委嘱について」、社会教育法第29条及び第30条の規定並びにかすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例第18条規定に基づき、別紙のとおり委嘱しました。つきましては、かすみがうら市教育委員会事務専決規程第2条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めますのでございます。
委嘱した方、委嘱期間につきましては、資料10ページのとおりでございます。9名の方が再任、新たに6名の方を新任としてお願いしているものです。
説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今の霞ヶ浦中地区公民館長からの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 それでは他に質疑が無いようですので、報告第6号については、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって報告第6号については、報告のとおり承認されました。
続いて、議案第17号「かすみがうら市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。
事務局、学校教育課教育指導室より、説明をお願いいたします。

教育指導室長 資料11ページをご覧ください。
議案第17号「かすみがうら市教育支援委員会委員の委嘱について」でございます。かすみがうら市教育支援委員会条例第3条および第4条の規定により、別紙のとおり委嘱したく、教育委員会の議決を求めます。
委嘱した者、委嘱期間につきましては、資料12ページでございます。9名が再任、8名が新任となっております。ご確認いただきたいと思っております。

説明については以上となります。

教 育 長 　ただ今の教育指導室長からの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 　質疑が無いようですので、議案第17号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。
よって、議案第17号については、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第18号「かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。
事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。

学 校 教 育 課 長 　それでは資料13ページとなります。
議案第18号「かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。こちらについて、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。
14ページをお願いいたします。
こちらが改正の内容となっております、第2条に次の1項を加えるということで、新旧対照表をご覧ください。第2条2項に「教室には、必要に応じて分室を置くことができる」としてあります。こちらは以前からお話ししておりますが、霞ヶ浦中学校内に来月6日に設置する分室についての、設置規定でございます。こちらにつきまして、第5条の第2号に「分室については、必要に応じてその範囲内で日時を定めることができる」と加えまして、必要に応じて開設日時を定められるようにしております。
また、この規則は令和5年の7月1日を施行日とする、という内容でございます。
説明は以上でございます。

教 育 長 　ただいまの学校教育課長からの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 　質疑が無いようですので、議案第18号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。
よって、議案第18号については、原案のとおり可決されました。
以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。

次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。
学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

(学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(スポーツ振興課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(千代田義務教育学校地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(下稲吉中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

中 島 委 員 今回の報告と直接は関係ないのですが、これまで毎年、霞ヶ浦南小学校のプールの水温問題があったと思います。今年状況はいかがなのか、お伺いしたいと思います。

教 育 部 長 昨日担当者に確認しましたので、状況をご報告します。
5月の半ばに水張りをしまして、なるべく早めに水を入れて水温を上げておくという対応を取ってございます。昨日の段階で、水温は27度ということで聞いております。昨年は気温が高い日があったのですが、最後のころには天気が悪くなって水温と室内の気温が下がった時期があり、若干寒かったという話がありました。今年度については、天気の状況をよく確認しながら、水温と室温が低い場合は、南小学校のストーブを入れて室温を上げる対策を取るように、改めて学校の先生にお願いしている状況でございます。

中 島 委 員 わかりました。

教 育 長 よろしくお願いたします。
その他はいかががでしょうか。

中 島 委 員 もう一点よろしいでしょうか。B&G海洋センターのプールについてですが、水の事故に対しての安全管理体制について、どのようになっているか、お伺いしたいと思います。

スポーツ振興課長

B & Gのプールを7月1日から解放することになっておりますが、安全管理については、プールの管理自体を民間の会社に委託しております。その中で、安全管理体制の徹底ということで、我々と業者で連携を取りながら、その委託業者も専門にやっている会社になりますので、そういった知識もございます。また人数の配置も含めて、当初業務委託を発注するときに、人数の確保もうたって発注しておりますので、しっかりと人員を確保しつつ、安全管理体制を整えての委託となっております。

中 島 委 員

指定管理者制度ということでしょうか。

スポーツ振興課長

指定管理者ではなく、業務委託という形になります。

中 島 委 員

わかりました。

教 育 長

それ以外はいかがでしょうか。

中 島 委 員

こちらの歴史博物館の特別展の冊子について、すごく素晴らしいものできたと思うのですが、これは何部作られたのかということと、販売する目的だとすると価格はいくらなのかを、お伺いできればと思います。

歴史博物館長

歴史博物館では刊行物をすべて販売しております、歳入にも計上しております。通常は20ページくらいの冊子を表紙だけカラーで本文はモノクロで作っているところなのですが、こちらの風返稲荷山古墳の特別展については、金色のものが多いため本文もフルカラーとし、また論考も入れて内容を充実させました。通常は600部作っているのですが、今回は1,000部、売り上げが上がることを見込んで作りました。価格は1部1,000円で販売しております。

中 島 委 員

貴重なものを、ありがとうございます。

教 育 長

その他いかがでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

無いようですので、続いて、その他の事項に移ります。
その他、報告事項又は質問等がありましたらお願いします。

梶 本 委 員

すみません、月曜日に子どもが通っている小学校のCAPいばらきといういじめ防止のイベントに参加しまして、その際に面識のない保護者の方から、爪楊枝混入に伴い学校給食でパンの提供を停止している件はどうなっているのか、ということをお尋ねされました。私も答えに困ってしまいました、原因が分かるまではパンは出ないと思いますよ、とお話ししましたが、「いつから再開するのか、現在どうなっているのか、といった手紙が来ない」とおっしゃっていました。そのあたりがどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

学校教育課長

はい、ご報告を予定していたところですので、資料をお配りさせていただきます。

(資料配布)

学校教育課長

今お配りしたものは、プレスリリースということで、以前にも委員の皆様にお知らせした内容でございます。経過についてはこういった形でお知らせしていたところですが、事案の発生日が6月9日金曜日でございました。下稲吉東小学校の給食において、パンの中に爪楊枝が混入していたという内容でございます。こちらは給食調理員が、児童の給食の片づけが終わった後に、休憩室で自分の給食を食べているときに、そのパンの中から発見したということでございます。その調理員はパンを手でちぎりながら食べていましたので、直接口に入れることもなく、怪我もありませんでした。また、児童に出していたパンには混入していなかったということで、健康被害もありませんでした。

現在は警察に情報を提供して相談するとともに、事件発覚当日には、保健所がパンの製造工場に立ち入り調査を行いました。発覚当日というのは、資料にありますように翌週の6月12日月曜日となります。立ち入り調査では原因の特定はできず、通常であれば楊枝が混入することはないだろう、という判断でございました。

あわせて、調理業務の委託業者と、パンの納品業者、こちらは県学校給食会を通じて石岡市にある工場から納品をしてもらっているパンの製造業者ですが、こちらに対して聞き取り並びに社内調査を継続的に行っているところでございます。

現在まだ原因の特定ができていない状況でして、この件は事故または事件、犯罪行為の可能性が否定できませんので、詳細説明は現在のところここまでとさせていただきます。

今後は関係機関と連携しまして、原因究明や再発防止の策を講じてまいりますので、その時期が来た段階で正式に公表させていただきます。

また今委員からありましたように、学校給食でのパンの提供につきましては、「当面の間は中止」と最初に一報をいれた状態のままとなっております。見通しとしましては、現在の状況では夏休み前まではパン食の再開は難しいのかな、と思っています。代替食としまして、米飯の提供で対応していく予定でございます。

また、混入が金曜日の午後であったにも関わらず、調理員から学校に報告があったのは土日を挟んだ月曜日となっており、かなり報告が遅くなっています。こちらに関しましては、調理業務委託業者に、指導徹底ということで、再発防止に向けた対応を指導してございます。

現状、ここまでがご説明できる場所となっております。

教 育 長

保護者向けの通知については、いかがでしょう。

梶 本 委 員

その保護者の方は、現状を知りたいのだと思うのですよね。

学校教育課長

そうですね、事件性がある可能性も否定できませんので、詳細については説明ができませんが、「7月いっぱい、夏休み前まではパンの提供を中止します」というくらいの内容になるかとは思いますが、お知らせした方がよろしいでしょうか。

教 育 長

そうですね、保護者も不安に思っていると思いますので、簡単な形でいいので、通知はあった方がよろしいかと思えます。対応よろしく願います。

学校教育課長 はい、通知の内容については検討して、対応したいと思います。

梶本委員 よろしくお願ひします。

教 育 長 ありがとうございます。
その他なにかございますか。

教育指導室長 それではわたしの方から1件報告させていただきます。
資料の配布をお願いします。

(資料配布)

教 育 長 ただ今配布いたしました報告事項につきましては、内容をご覧いただきますとおり、児童生徒のプライバシーに関わる内容が含まれていることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を『非公開』としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、会議を『非公開』といたします。

----- [以下、非公開] -----

その他報告「児童同士の衝突事故について」

----- [以下、公開] -----

教 育 長 それでは、その他に報告事項または質問事項がありましたら、お願いいたします。

(「特になし」の声あり)

教 育 長 その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思います。
次回の教育委員会7月定例会は、令和5年7月25日(火曜日)午後4時から、歴史博物館研修施設で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 それでは、そのようにいたします。
以上で、本日の教育委員会6月定例会を閉会いたします。
お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

事 務 局 起立、礼。

閉会 午前10時20分

- 10 議決事項
- 報告第 4 号について承認
 - 報告第 5 号について承認
 - 報告第 6 号について承認
 - 議案第 17 号について可決
 - 議案第 18 号について可決